

砺波市立学校のあり方検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 砺波市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）の将来を展望した学校のあり方について、幅広い見地から検討するため、砺波市立学校のあり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、学校の適正規模、適正配置等について協議し、砺波市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提言する。

(組織)

第3条 委員は、次の各号に掲げる者の中から教育委員会が委嘱する委員14人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域の代表者
- (3) P T A関係者
- (4) 学校関係者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する提言を行った日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 5 委員会の会議は、公開とする。ただし、委員会の決定があったときは、非公開とすることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会教育総務課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

- 1 この告示は、公表の日から施行する。
- 2 第6条第1項の規定に関わらず、この告示の施行の日以後最初に開かれる委員会は、教育長が招集する。
- 3 この告示は、教育委員会への提言の日をもって、その効力を失う。